

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年 5 月15日
【会社名】	株式会社プロルート丸光
【英訳名】	MARUMITSU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安 田 康 一
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町二丁目 1 番 5 号
【電話番号】	06(6262)0303
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 森 本 裕 文
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町二丁目 1 番 5 号
【電話番号】	06(6262)0303
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 森 本 裕 文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 固定資産の譲渡

当該事象の発生日

平成29年2月3日

当該事象の内容

事業規模に見合う組織体制のスリム化と経営資源有効活用による有利子負債等の債務圧縮を図るため、本店及び第2駐車場の土地、建物の譲渡を決議いたしました。

当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成29年3月期連結及び個別決算におきまして、約2,649百万円の特別利益を計上いたします。

(2) 固定資産の減損損失

当該事象の発生日

平成29年4月21日

当該事象の内容

卸売事業の共用資産である天理流通センター等について、当連結会計年度における本店の土地建物の売却に伴い、当社グループの保有する不動産全体の資産価値が減少したため、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失として特別損失に計上いたします。

当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成29年3月期連結及び個別決算におきまして、約1,977百万円の特別損失を計上いたします。

(3) 事業構造改革実施に係る特別損失の計上

当該事象の発生日

平成29年4月21日

当該事象の内容

当社グループは、低成長下においても利益を創出できる強固な経営基盤を構築し、将来に向けた持続的成長を目指すため、抜本的な事業構造改革を実施いたします。

これに伴い、組織再編及び売場統廃合による棚卸資産廃棄損や天理流通センターの内製化に伴う一時費用など、事業構造改善費用を特別損失に計上いたします。

当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成29年3月期連結及び個別決算におきまして、約221百万円の特別損失を計上いたします。